

公告第 312 号
令和 6 年 2 月 19 日

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 古堅 宗信

公 告

令和 6 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限は、健康保険法第 47 条第 1 項 2 の規定により前年 9 月 30 日における当健保組合の被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定される。

令和 6 年度当健康保険組合における平均標準報酬月額上限は下記のとおりであることを公告します。

記

1. 令和 5 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額 346,059 円
2. 令和 6 年度における平均標準報酬月額 340,000 円
3. 適用期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

以上